

日 時：平成 29 年 5 月 30 日（火）13:02～15:22

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 8 3 回議事録

水産庁漁政部漁政課

1 開 会

日 時：平成 29 年 5 月 30 日（火）13:02～15:22

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	嘉山 定晃	長瀬 一己	東村 玲子
	三木 奈都子	柳内 克之	山川 卓	

特別委員	大久保 照享	加澤 喜一郎	川越 一男	久賀 みず保
	近藤 直美	白石 嘉男	高橋 健二	千葉 康則
	長元 信男	東岡 保	本間 新吉	松本 めい子
	谷地 源士朗	横内 武久		

3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 太田審議官 中企画課長
藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 神谷漁場資源課長 吉塚計画課長
久保寺資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長 高谷捕鯨室長
高瀬生態系保全室長 中奥内水面漁業振興室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第 283 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について	1
諮問第 284 号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について	13
諮問第 285 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について	14
諮問第 286 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について	16
諮問第 287 号 内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について	18
【審議事項】	
資源管理指針の一部改正について	21
【報告事項】	
(1) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	23
(2) 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	35
【その他】	
3 閉 会	

○管理課長 予定の時刻を過ぎましたので、ただいまから第83回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は、本日事務局を務めます管理課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会場は、委員の皆様の前にはマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされてございます。

本日は、資源管理分科会委員9名中7名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は、15名中13名の方が出席されておまして、今ちょっと長元委員のところがあいておりますけれども、長元さんが来られたら14名ということになってございます。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございまして、その後に資料一覧がございます。随分きょうは諮問事項なり報告事項がありまして大部となっておりますので、もし今お気づきにならなくても、後でお気づきになった際には事務局のほうにお申し付けいただければというふうに思います。よろしゅうございましょうか。

報道関係の方は、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここで御退席をよろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、暑いところ御出席くださりまして、どうもありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が5件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。

このように本日は御検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第283号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですけれども、御検討いただく内容が、29年漁期のマイワシのTACの国の留保分の追加配分と、それから29年漁期のサンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニのTAC設定に分かれております。一つ一つ順番に審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、29年漁期のマイワシのTACの国の留保分の追加配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

引き続き、申しわけないですが、座って説明をさせていただきます。

お手元の資料2をごらんください。まず諮問文を朗読をさせていただきます。

28水管第488号

平成29年5月30日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第283号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

それで、資料2の別紙2は、その後ろですね。後ろには新旧対照表を示しております。

次に、申しわけないですが、こちらの2-1のほうに移っていただけますでしょうか。そちらのほうに、全体の7魚種の数量と、あと大臣管理分の数量、次のページが各都道府県の数量になっておりまして、今回お諮りする部分につきましては、オレンジのマークを記しているということでございます。

まず最初に、29年漁期のマイワシのTACの国の留保分からの追加配分について御説明をいたします。

パブコメの結果でございますけれども、本件につきましては、ホームページを通じてパブリックコメントを行いましたけれども、TACの配分の数量について特段の御意見はございませんでした。ただ、1件だけ、基本計画の新旧対照表をつけてほしいというような意見がございましたので、今後パブコメのやり方として参考にさせていただきたいというふうに考えており

ます。

次に、29年漁期のマイワシにつきましては、昨年11月の本分科会におきまして当初TACの設定・配分をする際に、国で40万トン程度の留保を持つということで、漁場形成の偏りへの対応も念頭に置きながら、留保の中から段階的に必要に応じて配分したいということをお説明いたしました。また、追加配分する際には、太平洋系群と対馬暖流系群のABCに留意をいたしまして、仮に系群別ABCを超える配分が行われる場合には、漁獲の見込みや資源の将来予測への影響について確認したい旨、あわせて御説明をいたしております。

それで、資料2-1のマイワシの欄をごらんください。今回、大臣管理、大中型まき網漁業の分のほうと、三重県と長崎県から、今漁期のこれまでの漁獲状況から当初の配分では不足する見込みであるということで追加配分の要望がございました。先ほど申し上げました段階的な配分ということをお前提にいたしまして、それぞれ要望がございましたけれども、その配分シェアに基づきまして全量機械的に配分するというのではなくて、要望されている数量ではなくて、配分量で計算した値、それに対して1割は国が引き続き留保するというようにいたしまして、1ページ目の大臣管理分は、ここにありますように23.7万トンから40.7万トンに、2ページ目になりますが、ここにありますように、マイワシの欄でございますが、三重県につきましては3万トンから5万1,000トンに、長崎県につきましては8,000トンから1万3,000トンに改定をいたしたいというふうに考えてございます。

なお、対馬暖流系群につきましては、大臣管理分のうちの対馬暖流系群で漁獲されると見込まれる量と、対馬暖流系群を漁獲する3県、石川県とか、今申し上げました島根県とか長崎県とか、こういう配分量を入れますと対馬暖流系群のABCを超えることとなります。ここには水研に資源の将来予測などを確認していただいておりますので、これについて漁場資源課長から説明をお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長でございます。

お手元の資料で申しますと、資料番号2-2でございます。これの一番最後のページ、38ページをお開きください。これは国立研究開発法人水産研究・教育機構から上がってきた資源に与える評価報告書でございます。前提につきましては、先ほど藤田課長のほうから説明がございましたが、1番の最初の白丸にございますように、マイワシにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けて資源を評価し、それぞれABCを算出しております。今回の対馬暖流系群に関しましては、ABCが12.1万トンでございます。一方、追加配分をいたしますと、3番目の白丸となりますけれども、対馬暖流系群への配分というのが15.6万トンとなります。4番目の白丸になりますが、したがって、ABCの12.1万トンから3.5万トン増大させるということが資源にどのような影響を与えるかという点を試算した報告でございます。3つのケースに分けて計算しております。ケース①は、現在のまま12.1万トンでの漁獲を続ける、ケース②としましては、15.6万トンの漁獲を1年のみ行った場合、ケース③は、15.6万トンを今後継続した場合でございます。

2番の結果とコメントでございます。39ページの表とあわせてごらんいただきたいのですが、

まず、12.1万トンで漁獲を続けた場合は、2021年の親魚量は25.2万トンで、Blimitを割り込む確率は14%でございます。1年のみ15.6万トンに漁獲した場合は、2021年の親魚量は21.7万トン、Blimitを割り込む確率は20%となります。一方、今後15.6万トンを継続した場合は、2021年の親魚量が13.7万トンとなりまして、Blimitを割り込む確率が49%まで増大するという事となっております。

以上でございます。

○管理課長 それで、あわせてちょっと説明なんですけど、ここには載っていませんけれども、現在、北海道におきまして、北海道知事で許可を受けております小型サンマ船ですとかサケマス漁船におきまして代替漁業として試験的にマイワシを漁獲しているということは御存知だと思っておりますけれども、これまでそれぞれだんだん一定の漁獲実績が出てきておりますので、この点につきましては北海道庁とも調整をいたしまして、この数量については、今後北海道の資源管理計画の中で管理していくということを書き込みますということになっております。

ただし、現段階ではTACとしては数量上は国の留保分の中で見込んでいるという状況でございます。まだ過渡的な状況だということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしく御願いいたします。

柳内委員。

○柳内委員 まずは、マイワシの大臣許可、大中まき向けも含めて留保分の放出をありがとうございます。ただ、総TAC85万トンに対してかなり多く、当初留保されていて、やはり案の定と言ったら申しわけないですけども、こういうタイミングでの放出となって、ちょっとさすがに留保が課題なんじゃないかなという感じを受けています。前回、過去も申し上げたんですけども、このTAC枠は水産加工業者の方々の設備投資等の意欲にも間接的には影響すると思いますので、資源管理上必要だという御判断もあろうかと思うんですが、もうちょっと留保枠のとり方は試行錯誤していただいてもいいんじゃないか、そういう余地が残っているんじゃないかなと思いますので、引き続き御検討のほどよろしく御願いいたします。

○山川分科会長 御意見がございましたけれども、何かコメントはございますか。

○管理課長 ありがとうございます。今回のマイワシのTACの運用につきましては、急激にABCがふえたといいますか、そういう中でのお話でございますので、御意見を踏まえながら、より適切にといいますか、うまく管理できるように、上手に利用できるような形での運用を目指していきたいと思っております。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、29年漁期のマイワシのTACの国の留保分の追加配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、サンマ、マサバ及びビゴマサバ、ズワイガニの29年TACの設定ですけれども、資源状況とTACの設定について事務局から続けて御説明いただき、その後、質疑応答を行うという形を魚種ごとに進めてまいりたいと思います。

では、まず初めにサンマについて、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 サンマでございますが、引き続き資料番号2-2の2ページをお願いいたします。

現在、サンマにつきましては、2015年に推定した資源量が227万トン、2016年に推定した資源量は178万トンで、資源水準及び動向は中位・減少となっております。

Blimitは設定されておられません。管理方策につきましては、漁獲圧の上昇による資源への影響に注意が必要。NPF Cで2017年に暫定的な資源評価を完了することで作業・協議が進められている。資源評価に基づく新たな保存管理措置がとられるまでの間、行船の許可隻数の急激な増加を抑制する保存管理措置がNPF Cで採択されております。

これまでのABCと漁獲実績は、下の表のようになっております。2014年には当初66万4,000トンございましたのが、2015年には39.3万トン、2016年には36.3万トンとなっております。一方、漁獲量ですが、2014年、日本が22万トン、他国が40万トン、以降、11万トンと24万トンという状況となっております。

資源状況等につきましては以上でございます。

○管理課長 引き続き、サンマのTACについて御説明を申し上げます。

あらかじめ、今回お諮りするサンマ、サバ類、ズワイガニのTAC案につきまして、パブコメ等の結果について御報告をいたします。

4月14日に東京において、これら3魚種について公開の意見交換会を行っておりますけれども、御出席の方々からは、サンマにつきましてNPF Cとの関連で御質問がございましたけれども、TACの数量について特段の御異論はございませんでした。

また、本件につきましては、ホームページを通じてパブリックコメントを行っておりますけれども、TACの数量についての特段の意見はございませんでした。

それでは、サンマについて御説明を申し上げます。右肩の資料2-3と書いた資料をごらんください。

サンマにつきましては、一昨年設立されました北太平洋漁業委員会（NPF C）におきまして、国際管理体制の構築に向けて議論が始まり、本年中には資源評価について合意すべく検討が進められております。TAC数量につきましては、資源評価は関係国の科学者による協議の途上にあるということございまして、TACの設定の考え方といたしましては、国際的な資源管理に移行する中で、資源管理に留意しながら我が国の権益を守ること、サンマ資源は中位・減少であり、大きな変化はないこと、国内需要に対応できるように、我が国漁業による安定的な供給を可能とするという観点に立ちまして、TACは前年度の26.4万トンにいたしたいというふうに考えております。

その配分につきましては、1枚おめくりください。少し従来よりも新しい資料をちょっと設けてみました。これでわかると思うんですが、大臣管理漁業につきましては、北太平洋サンマ漁業で20万2,000トン、数量を配分する県につきましては北海道や岩手県、その他若干として記載する知事管理漁業分がございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのサンマの資源状況及びTACに関する説明について、何か御質問、御意見等。

加澤委員。

○加澤特別委員 昨年の我々の漁獲実績、近年にない低い水揚げ数量で終わって、ことしのTACの動向に関しては非常に危惧していた次第なんです。本当に前々から求めている、我々が最低、どうやっても漁業者の経済並びに国内のマーケットの需要を考えた場合に、20万トンは必要だということで、本日この報告を受けましてほっとしている次第です。

それで、あともう一つ、サンマに関しては先々、来年以降になるかどうかかわからないんですけども、NPFC、国際7カ国が集まった中での取り決めになってくると思うんですが、本当に我々漁業者からすると、近年どんどん来魚量、資源量が減っていったようなことが強く感じられますので、本当に、このサンマ棒受網漁業、並びにジュヨウシヨク文化においても歴史が一番長い日本がリードしていった、サンマが本当に資源が枯渇しないように持続的な、安定供給、安定需要に応えられるようにしていったほしいものです。

以上です。

○山川分科会長 御意見を承ったということでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

事前に配付された資料で、資料2-2について2点、これと、それからTACの算定について2点御質問させていただきたいと思っております。

この資料2の縦書きのほうの「サンマ 北太平洋」と書いてある5ページになりますが、最近の動きのところに、現在、北太平洋のサンマは高度回遊性魚種としてNPFCによる資源管理の対象となっているというふうに書かれております。私の知識が間違っているのかもしれませんが、国連海洋法条約上では、高度回遊性魚種というのは制限列举で、ただ高度に回遊しているだけじゃなくて、具体的に言えば、ほとんどマグロ類が高度回遊性魚種として挙げられているかと思っております。その説明として、サンマというのは非常に広域に回遊しているから、本来高度回遊性魚種としておかしくはないだけけれども、条約上なっていないんだというふうに、たしか説明をどこかで受けていると思っております。でも、本来こうやって扱うべきものだと思いますので、NPFCで高度回遊性魚種として管理することには問題がないと思っていますので、その辺、ちょっと私の解釈が間違っていると思いつつ質問させていただきます。

それから、もう一つですね。TACのいつもの表ですね。資料2-3ですけども、ABC

リミットが書かれていないということにつきましては、もうサンマについてはN P F Cにおいて国際的な資源管理に移行したので、ここで日本のT A Cのもとになる日本国内でのA B Cというのは、もうわざわざ書かないで、国際的な取り決めの中でそういうT A Cというものを出していくという考え方でよろしいのでしょうか。こちらは確認というか、質問でもありますが、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、最初の件につきまして、太田審議官でよろしいですか。

○審議官 審議官の太田でございます。

事実関係を申し上げますと、まず、この地域の高度回遊性魚類を扱う条約としては、中西部太平洋まぐろ類委員会というのがございまして——すみません、その前に、まず国連海洋法条約上、高度回遊性魚類の中にサンマは入っています。それで、W C P F C、すなわち中西部太平洋まぐろ類漁業保存条約をつくる時に、高度回遊性魚類を対象としているわけですが、サンマは除くとなっているんです。それで、N P F Cをつくる時に、N P F Cは当初、天皇海山の底類を対象として条約交渉が始まったわけですが、交渉の途中で、どうせつくるんだったら、ほかの委員会でカバーされていない魚種を全て扱おうという話になりまして、その中で、W C P F Cで扱われていない高度回遊性魚類であるサンマについてもN P F Cでやろうということで、正式にN P F Cの対象としてサンマも挙げられています。

ただ、若干ややこしい話がございまして、高度回遊性魚類というのは、国連海洋法条約や、その後にできました国連公海漁業協定上というのは、沿岸国、公海漁業国を問わず全ての関係国が協力して、保存・管理措置を地域漁業管理機関を通じて決めろと書いてあるんですけども、ちょっといろいろ経緯がございまして、N P F C条約の対象水域というのは公海しかカバーされていなくて、200海里は対象外になっているんですね。実は、そのサンマが高度回遊性魚類であるにもかかわらず、対象になっているにもかかわらず、対象海域が公海にしかかかっていないというところが、若干そごが生じている部分ではあるんですけども、いずれにしても、サンマについては公海の漁業国、あと沿岸国としてロシアと日本がありますので、その関係国の協力を通じて保存・管理をしていかなければいけないという精神についてはそのとおりでありますので、そういうことで、N P F Cの枠内で議論をしてやっていきたいというふうに思っています。

○山川分科会長 あと、2点目につきまして、藤田管理課長、よろしく願いします。

○管理課長 東村委員がおっしゃいましたように、今、ちょうど交渉の中で枠組みづくりといえますか、進めている最中ですので、我々としては、そこで仮定の混乱が生じるような数字をあえて出して、それによって右往左往するということは余り好ましくないということで、ここでは、もうそういった数字は控えさせていただいているということでございます。

○東村委員 ありがとうございます。私の完璧な誤解でして、来る途中に資料を読んでいたもので、ちゃんと調べ切れていなくて申し訳ございませんでした。でも、高度回遊性魚種としてちゃんと管理されるというのは喜ばしいことですし、サンマがこんなに減るということはちょっと予想していなかったことかと思えます。資源量が減るということは予想していなかったと思

うので、うまく管理が行われていけばいいかと思います。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、サンマの29年漁期TACについては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、29年漁期のマサバ及びゴマサバの資源状況及びTACについて、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 引き続き、お手元の資料2-2の3ページをお願ひいたします。

ここにはマサバとゴマサバ及び太平洋系群と対馬暖流系群で計4つ、資源状況について記述してございます。

まず資源状態につきましては、全体の資源量がマサバの太平洋系群が135万トン、対馬暖流系群が77万トン、括弧書きは漁獲割合でございます。ゴマサバが44万トン、ゴマサバの東シナ海系群が10万トンとなっております。このうちの親魚量が、マサバ太平洋が49万トン、対馬暖流系群が22万トン、ゴマサバの太平洋系群21万トン、東シナ海系群が4.5万トンです。資源水準及び動向は、マサバ太平洋系群が中位・増加、対馬暖流系群が低位・増加、ゴマサバ太平洋系群、高位・減少、ゴマサバ東シナ海系群、中位・減少でございます。

Blimit及び管理方針につきましては、マサバの太平洋系群、Blimitが45万トンです。ここの資源評価で留意しないといけない点は、今回のここに挙げております資源評価では外国漁船による漁獲を考慮しておらず、結果が若干楽観的となっております。したがって、外国漁船による漁獲が継続すれば将来予測が変わる可能性がございますので、安全を見込んだシナリオが選択されることが望ましいという点がございます。それ以外の種につきましては、現在の管理方針で資源が少しずつ増大及び持続的な利用が可能であるということが示されております。

資源状況につきましては以上でございます。

○管理課長 続きまして、TACについて御説明を申し上げます。

資料右肩に2-4と書いた資料をごらんください。

ちょっと小さいですけども、中期的管理方針におきまして、マサバ太平洋系群については資源の維持もしくは増大を図ること、ゴマサバ太平洋系群については中位水準以上に維持すること、また、その他の系群については、日本に加えて韓国、中国も漁獲する中で、資源を減少させないということなどを基本にそれぞれ管理するというようにされております。

この方針に即した漁獲シナリオとABCの値を、同じページの下段に4つの系群ごとに記載をしてございます。黄色く塗った部分が今回の部分でございます、マサバ太平洋系群につきましては、親魚量の維持、③というシナリオを採用しまして37万2,000トン、ゴマサバの太平洋系群につきましては、親魚量をBlimit以上で維持・漁獲量の増加、③というシナリオを採用いたしまして16万9,000トンとなります。また、マサバ対馬暖流系群につきましては、現状の漁獲圧の維持、③というシナリオを採用いたしまして、ゴマサバ東シナ海系群につきましては、

親魚量の維持、②というシナリオを採用しますけれども、これら2つの系群につきましては、先ほど申し上げましたように他の国も漁獲しておりますので、海域全体のABCの中から、日本排他的経済水域内で漁獲する分を計算しております。具体的には、ABCに対しまして、過去5年、2011年から2015年の我が国の排他的経済水域での漁獲割合を乗じた値を日本EEZの漁獲可能量としてございまして、その値は括弧書きで示してございます。マサバ対馬暖流系群で17万3,000トン、ゴマサバ東シナ海系群で3万1,000トンとなります。

サバ類のTACにつきましては、これら4系群、ABCの値を全部合計いたしまして、74万5,000トンというふうになります。

その配分につきましては、1枚おめくりいただきまして3ページをごらんください。

大臣管理漁業であります大中型まき網漁業が41万8,000トン、また、数量配分の知事管理量につきましては、東京都から鹿児島県まで記載したとおり、また、さらに右側の備考に書いている県につきましては若干という形で配分をするということにしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのサバ類の資源状況及びTACに関する御説明について、何か御質問、御意見等ありましたら。

柳内委員。

○柳内委員 おかげさまで、マサバ太平洋系群は資源状態が中位・増加にまで回復することができました。水産庁の指導のもと、資源回復計画等を実践してきたたまものと思っております。そういった資源状況のある中で、今回のTACは対前年で約10%ぐらい削減されているところです。今、いろいろと御説明いただいた根拠でそこに至っているんだとは思っております。

しかしながら、昨年我々の大中まきの三陸沖、それから北海道沖の漁場を見ていますと、かなり高い海水温の塊、暖水塊が三陸沖に長い間居座ったことで、7月から10月の間は対前年で50%ぐらい漁獲が落ちたサバの漁獲の現状でした。一方、11月からやっと魚群が見えてきて、かなり濃い群れが3月ぐらいまで続いたんですが、それを我々が漁獲するのも、資源管理上の操業ルールがありますので抑え気味にとらざるを得ませんので、そうしますと、前年比で約2%アップぐらいでしかふえなかった。トータルで見ますとかなり漁獲量は抑え込まれた結果に至ったのかなと。それはもう、去年のそういった海水温の状況等があったからだと思っております。ことしも暖水の塊が日本近海でどういうふうな形成をするかまだわからないところがありますが、そういった海洋環境、漁場形成等の変化がありましたら、必要に応じてTAC改定などの時宜を逸することのないように、御対応をどうぞお願いしたいと思います。

以上です。

○管理課長 TACそのものの改定をするかどうかというのは、あくまでも資源評価に基づくものでございまして、やはり科学的根拠を基本に考えたいと思っておりますけれども、やはり浮魚資源というのは漁模様によってやはり漁場形成といいますか、とれ方というものが非常に変わりますので、そういった中でいかにうまくTACを運用するといいますか、そういったことに

つきましても、業界の皆様とやはり意見交換をしながら適切に管理できるように、うまく運用できるように、引き続き努めさせていただきたいと思ひます。

○山川分科会長 ほかには御意見、御質問等。

東村委員。

○東村委員 東村でござひます。

マサバの資源評価のことについて、また資料2-2に基づいてちょっとお伺ひしたいんですけども、マサバの太平洋系群については8ページ、対馬暖流系群については13ページになりますが、ABCの算定に当たって、中国による漁獲を考慮していないということが両方に書かれております。この理由について、太平洋系群はすごく、漁獲の伸び率で見れば中国の漁獲は多いんですけども、日本とか韓国に比べるとまだ少ないからということなのか、それとも、中国からのデータが分析に値するほど信憑性のあるものではないとか、いろいろ理由が、私は資源解析のほうはそんなに詳しくないので、それぐらいしか想像できなかったんですけども、このあたり。

また、今後、中国による漁獲は無視できないと思うので、やはり考慮せざるを得ないと思うので、どういった形を考えていらっしゃるのか、お考えをお聞かせいただければと思ひます。お願いします。

○山川分科会長 神谷漁場資源課長、よろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 今回の御指摘の点ですが、まず評価に入っていない理由は、対馬暖流系群及び太平洋系群、いずれも評価に値するデータが得られていないということになります。得られていない状況が太平洋と対馬のほうで若干異なっておりまして、対馬暖流系群のほうは中国本土の奥のほうで漁獲しておりますので、本当によくわからないというのがあります。一方、太平洋のほうは、最近漁獲報告がNPFCを通じて上がっておりますけれども、これが本当にそういう漁なのか、さらに体長別の漁獲漁というのもわからない。いずれにしても信憑性に足りるデータがないということになっております。

今後の対策でござひますが、特に太平洋系群につきましても、ことしの予算から人工衛星を使って、中国船の夜に光をつける数を数えて漁獲を推定するとか、AISという船舶の関係の情報を利用するとか、そういったもので、そこにいる隻数ととれる量を推定して、中国政府が報告するものの漁獲量の信憑性をより高めていこうとする努力を進めておるところでござひます。

いずれにしても、中国の漁獲を正確に入れないと、特に太平洋系群の正確な資源量というのは把握できないということになりますので、これは資源課のほうとしても優先課題として取り組んでいるところです。

○東村委員 ありがとうございます。大変かと思ひますが、よろしくお願ひします。

○山川分科会長 ほかにはござひますでしょうか。

では、特にないようでしたら、マサバ及びゴマサバの29年漁期TACについては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、29年漁期のズワイガニの資源状況及びTACについて、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○漁場資源課長 では、資料2-2の4ページをお願いいたします。

ズワイガニにつきましても5つの系群から分かれております。日本海系群のA海域につきましては、親魚量が3,700トンございます。B海域につきましては、親魚量の資源状態というのは、資源量というのは今は推定できておりません。太平洋北部系群につきましては、親魚量493トン、北海道西部系群及びオホーツク海系群につきましては、親魚量の具体的推定はなされておられません。特にオホーツク海系群につきましては、ロシアからのしみ出しであるというので、なかなかできないということでございます。

一方、資源水準及び動向につきましては、オホーツク海系群を除きましては全て中位から高位でございます。動向につきましては横ばいということとなっております。

資源状況については以上でございます。

○管理課長 それでは、引き続きTACについて御説明を申し上げます。

右肩の上のほうに資料2-5と書いた資料をごらんください。

1ページ目の上段のほうに中期的管理方針が記載されてございます。日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持もしくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量が継続できるよう管理を行うものとされております。一方、オホーツク海系群につきましては、ロシア等のまたがり資源であり、来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うものとされてございます。

日本海西部(A海域)につきましては、2014年の親魚量の維持、④というシナリオを採用いたしまして、TACはABCと同量の3,700トン、日本海北部(B海域)につきましては、親魚量の確保、③というシナリオを採用いたしまして、TACはABCと同量の510トンとしております。

太平洋北部系群でございますけれども、適度な漁獲圧による漁獲・資源量の増大、②というシナリオを採用いたしまして、TACはABCと同量の263トンとしてございます。

オホーツク海系群につきましては、もっぱらロシア側に分布する資源ですので、これまでABCの算定を行っておりません。TACは、最大の資源の来遊状況に対応できるよう、過去の漁獲実績に基づいて設定してございます。29年当初のTACといたしましては、平成27年に記録をされました905トンという漁獲実績をベースといたしまして、1,000トンという形としてございます。なお、平成28年漁期の漁獲状況によっては、漁期の途中でまた数量を変更するという可能性があるということは申し上げておきます。

最後に北海道西部系群でございますけれども、資源情報が限られてございまして、定量的な評価が困難であるということ踏まえまして、前年と同じく43トンという形にしてございます。

ズワイガニ資源のTACの配分につきましては、その同じ資料の3ページ目をごらんくださ

い。

1枚めくっていただきまして、大臣管理分といたしましては、沖合底びき網漁業及びズワイガニ漁業に対しまして合計で3,913トン、海域別の内訳については、その右側に示したとおりでございます。また、知事管理分につきましては、その下でございますように北海道から京都府まで数字を付して配分をする。あと、茨城県と島根県については若干という形で配分をするということでございます。

それで、あと、さらに申し上げておきますと、日本海の資源につきましては、例年と同様、A海域、B海域を合わせまして295トンを留保分というふうにいたしておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのズワイガニの資源状況及びTACに関する説明について、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 何度もすみません。東村です。

多分かなり基本的なことがわかっていなくて質問させていただきますが、先ほどから何度も、資料2-2の29ページです。29ページもですけれども、日本海A海域のシナリオが2014年の親魚量となっている、この2014年という数字がなぜ2014年なのかということをお聞きしたいということです。どこか読み飛ばしていたら申しわけございません。

それと、最近、日本海のA海域ではすごくズワイガニの単価が上昇していて、何かB海域でももう少しズワイガニをとろうかという話もちらほらと耳にするようになってはいるんですが、でも、今のところ、このデータを見る限り、それほどふえてはいないということの認識でよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 これは神谷漁場資源課長でよろしいですか。

○漁場資源課長 最初の2014年の意味なんですけれども、これは、純粋に計算上で言いますと、2,400トンのBlimitを5年後に3,400トンまでふやそうというシナリオがございまして。これの3,400トンという数字をやるよりも、ちょうど3,400トンというのが、2014年の親魚量が3,424トンだったので、そのころですよという関連性がわかるように、2014年の親魚量の維持とした経緯がございまして。

それと、日本海のB海域のほうでございましてけれども、資源は横ばいということでございまして、状態的にはふえているわけではない。ただし高位にあるということかと思っております。

○山川分科会長 ほかにございましてでしょうか。

では、特にないようでしたら、ズワイガニの29年漁期TACについては、原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第283号に関しましては、全て御議論いただいたところですが、特段の追加の御意見等はありませんでしょうか。

ないようであれば、本件は原案どおり承認したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第284号「海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 恐れ入ります。担当の企画課長でございます。座って失礼させていただきます。

こちら、資料3及び資料3-1と横紙になっておりますが、この2つで説明をさせていただきますと存じます。

まず最初に、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水漁第524号

平成29年5月30日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を
図るための基本方針の策定について（諮問第284号）

海洋水産物資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第3条第1項の規定に基づき、平成39年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を別添案のとおり定めたいので、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

この基本方針につきましては、沿岸の増養殖や新漁業開発等に関する有識者の方々との意見交換会を経まして、水産庁において取りまとめた次期基本方針案を本年2月の当分科会において中間報告としてお示しし、御審議いただいたところでございます。前回お示しした案から多少法令上のチェックによって若干の文言修正を加えておりますが、内容については変更はございません。そうですが、念のため、内容につき簡単に説明させていただきます。

内容については資料3-1、横紙にて簡単に説明させていただきます。

本基本方針に記載する事項は法律で定められておりまして、それに沿って第1から第5の5つの柱で構成しております。基本方針の策定に当たりましては、現行の基本方針の大枠は維持しつつ、増養殖や漁業技術の発展等を考慮して増養殖を推進することが適当な水産動植物の追加等を行って、また、さきに閣議決定された新たな水産基本計画や漁港・漁場整備長期計画と整合をとった内容としております。これらの取り組みによって、養殖業、生産業について、沿岸の増養殖でこちらに書いておりますとおり16万トン、海洋の新漁業の開発で1.4万トンを増大させることを目標としております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がなければ、諮問第284号については、原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第285号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について」、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正についてでございますが、お手元の資料4に基づいて説明させていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水管第362号

平成29年5月30日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について（諮問第285号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）

第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令の改正内容につきましては、2ページ目に説明がございます。お開きください。

今回お諮りします改正は2点ございます。2ページ目と3ページ目にそれぞれ概要が書いてございます。

1点目は、遠洋かつお・まぐろ漁業の運搬船に係る届け出制度の創設でございます。かつお・まぐろ類につきましては、地域漁業管理機関において、資源の保存・管理に必要な管理措置を決定しまして、地域漁業管理機関の加盟国は、それぞれの国内法令により担保することとしております。我が国におきましては、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を中心に、国内法令上の担保措置をとっているところでございます。

2ページ目の1の現行制度の概要に記載してございますとおり、遠洋かつお・まぐろ漁業の洋上での転載につきましては、海域ごとの地域漁業管理機関から派遣されるオブザーバーを各地域漁業管理機関に登録された運搬船に乗船させるなどの厳格な監視された条件のもとでのみ認められているという現状でございます。この地域漁業管理機関への運搬船の登録は国が行うわけでございますが、現在、登録を行うに当たって、運搬船の名前や漁船登録番号等の情報を提出する必要があるわけですが、こうした情報を運搬船の運航者から提供させる規定が国内法令上ないわけです。このため、今般、運搬船に係る届出制度を創設しまして、地域漁業管理機関への登録に必要な情報を届けさせ、届け出に必要な手続等を新たに定めるということを考えております。

8ページ目の新旧対照表をごらんください。現在、指定漁業の許可及び取締りに関する省令の第91条の7に新たに規定したいと考えております。指定漁業の規定につきましては、もっと前のほうに書いてあるんですが、指定漁業者に義務づけさせる内容以外のものについては、後ろのほうの雑則のところを書いてございまして、そこに今回は規定するというようにしたわけでございます。

届け出させる内容につきましては、7ページ目に拡大したものが載せてございます。国際機関への登録内容を満たすようなことがわかる運搬船名や漁船登録番号など、21の項目について届け出させたいというふうに考えております。

以上が1点目の説明でございます。

申しわけございませんが、3ページ目にお戻りください。

2点目でございますが、これは形式的な改正でございます。沖合底びき網漁業の操業禁止海域を特定するための規定が定められておりますが、この所在地の修正でございます。市町村合併とかの混乱によって、佐波留島の所在地が、現行は三重県尾鷲市となっております。実際は、これは三重県北牟婁郡紀北町でございます。その修正をしたいというふうに考えております。

いずれもパブリックコメントの期間は終了してございまして、運搬船の届出制につきましては洋上転載の資源管理の徹底の意見がございましたが、2点目の位置の修正につきましては特段

の意見はございませんでした。

公布の日につきましては、1点目の運搬船の届出制はことしの8月1日から、それから、地点名の修正につきましては公布の日からの施行を予定しております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。特に御発言等なければ、諮問第285号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第286号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について」、これは先ほどの285号とタイトルは全く同じですけれども、別の諮問事項というふうになってございます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○捕鯨室長 捕鯨室長の高屋でございます。

お手元の資料5番に沿って説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

今回の指定漁業の許可の取締りに関する省令につきまして、私どものほう、イルカ漁業の対象鯨種の追加についてということで説明させていただきます。

最初に、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水管第503号

平成29年5月30日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有 二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について（諮問第286号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第276号）第65号第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

お手元の資料の3ページの指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部の改正の概要というところに沿って説明させていただきます。

現行の制度でございますが、歯鯨類、いわゆる小型の鯨類、イルカ漁業につきましては、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令82条第1項の規定に基づきまして、同項で列記された歯鯨、イルカ類を対象として、都道府県知事の許可のもとにこれを実施しております。

1ページめくっていただきますと、イルカの種類の絵が描いておりますが、この赤枠で囲ってきたものが今回追加の要望が出ているもので、イシイルカというのが実は2つに分かれますので、実質上9種類を漁獲しております。これを水産庁から枠を配分して、都道府県知事の許可に基づいて操業を行っているというものでございます。

改正の必要性ということで、我が国の周辺の歯鯨のうちシワハイルカ及びカズハゴンドウについては、水産研究・教育機構の資源量調査結果で、持続的な利用を行うのに十分な資源量があることが確認されました。また、近年、特に和歌山、沖縄の漁業者等から、これらの鯨種の漁獲枠の設定について要望があったということから、今回の改正を行おうとするものです。

ちなみに、欄外の参考のところがございますように、日本海周辺海域による推定資源量は、シワハイルカで5,483頭、カズハゴンドウで5万8,889頭、これをもとにPBRというかなり保守的な手法に基づきまして資源量をもとに算出された許容捕獲頭数は、シワハ46頭、カズハゴンドウ704頭を想定しております。

改正の概要でございますが、指定省令第82条第1項のただし書きに、新たにこの「しわはいるか」及び「かずはごんどう」、先ほどの絵のところにあった、この2種を追加し、また、先ほどのイシイルカ、右のところの一番下にあるイルカですが、これは今までもあったんですが、名称のほうを正式な和名に合わせる修正を行わせていただきたいと思いますと思ひまして、「りくぜん型いしいるか」について、正式な和名である「りくぜんいるか型いしいるか」とする改正を行いたいというふうに考えております。

本件に先立ちまして、3月17日から4月15日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。284件ほどのコメントがございまして、本件の改正に賛成するものが276件、反対が8件ほどございました。主な意見の内容でございますが、賛成の意見といたしましては、資源が十分あるので捕獲枠の設定は妥当であるということ、海洋資源全体の管理の観点からも、鯨類のみ捕獲しないということはバランスを崩すといった御意見がございました。反対意見の主な内容といたしまして、公海にまたがる資源であるイルカは、国際機関、管理機関で管理するべきであるということ、それから、既存の鯨種の捕獲枠を消化できていない状態で新たな鯨種を追加する理由がないといったものが挙げられます。

最初の公海にまたがる資源に関するものですが、イルカ類はIWCの国際捕鯨委員会の管轄の中に入っておりませんので、現在、これを直接取り扱う国際機関というのはございません。資源自体は日本の沿岸の種類でございますが、大体同様の事例は、アメリカとかカナダ、そういった国もそれぞれの国で漁獲の管理を行っている現状でございます。

それから、既存鯨種の捕獲枠を消化できない、していない状態で新たに追加する必要がない

という意見でございますが、本2種の資源評価につきましては、水研機構が国際資源の現況に公表いたしましたとおり、国際的に用いられる資源評価の手法で評価しており、資源の状態としては安定的にあるということ、それから、既存の対象鯨種についての捕獲の増減は、環境要因によりイルカ漁業が行われている沿岸への来遊量自体が変化しているということと考えています。安定的な経営に資する観点からも、既存の対象鯨種が来遊しないときにも来遊する傾向が見られる、この2種について、特に資源が豊富であるということから、今般、対象として追加するというふうに考えております。

イルカ漁自体については、法令に基づき、科学的根拠に基づいて我が国が設定した許容捕獲頭数の範囲内で適切に実施すべきというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 資源管理の調査結果でも、持続的に利用することについては十分な資源量があるということが確認をされている、こういうことですから、有効な水産資源として管理のもとで有効利用するというところに、私はよろしいのではないかというような、意見として申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にございませんでしたら、諮問第286号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第287号「内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願ひいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の中奥でございます。説明させていただきます。

資料6をごらんください。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水推第225号

平成29年5月30日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について（諮問第287号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成29年11月1日から平成30年10月31日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案につきましては、別紙として本文を添付しておりますが、内容につきましては資料6-1で説明をさせていただきます。

趣旨につきましては、内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可につきまして、許可の現状の有効期間が本年10月31日までの1年許可となっております。このため、本年11月1日以降のうなぎ養殖業の許可について、許可をすべきシラウスナギの池入れ量の総量等々を定めるものでございます。

内容につきましては、2ポツ、概要をごらんください。

まず①、許可をすべき水産動植物の総量でございます。この場合はシラウスナギの池入り量の上限ということになります。これにつきましては、日本、中国、韓国及び台湾の4カ国・地域によります共同声明、この考え方を継続することといたしまして、前漁期と同等のニホンウナギ21.7トン、その他のウナギ3.5トンとするものでございます。

次に②、許可を申請すべき期間でございますけれども、事務作業等の時間等も考慮いたしまして、平成29年6月16日から9月15日までの3カ月間としたいと考えております。

次に、許可の有効期間、③でございますけれども、法律では原則として5年ということになっております。ただし、内水面水産資源の持続的利用の確保のために必要な限度において水産政策審議会の意見を聞いて、短い期間を定めることができることとされておりますので、本件の場合によりましては、今後の国際協議の結果によって、また許可すべき数量等が変わる可能性もありますので、本年、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間としたいと考えております。

以上が諮問の対象になります。

④、許可に係る制限又は条件といたしましては、国内の養殖場で一度養殖された既養殖ウナギの取り扱い、またニホンウナギ以外のウナギの養殖上の注意事項、こういったことについて

許可の条件として付すものでございまして、前漁期と全く変わっておりません。

今後のスケジュールといたしましては、3ポツにございましておりでございまして、平成29年6月15日の公示を予定しておりますところでございます。

以下、資料といたしまして6-2、6-3、6-4、また参考としてつけておりますけれども、いずれも大きな問題はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

白石委員。

○白石特別委員 1年という期間で、これ、3回目になると思うんですけども、なかなかそういう資料をつくるのが上手でない人が多いものですから、5年以内ということであれば、せめて2年ぐらいにしてもらったほうが皆さん少し楽なのかなという思いはしています。許可量が変わる可能性も確かにあるとは思いますが、そういう意味では1年がやりやすいのかもしれないですけども、なかなか毎年許可をもらうというのは非常に大変な作業になりますので、その辺も次期から少し考えていただければありがたいというふうに思います。

○山川分科会長 御意見をいただいたということで、よろしいでしょうか。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。また国際協議の状況、また資源の状況等を踏まえながら、適切に検討してまいりたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言がなければ、諮問第287号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第283号、284号、285号、286号、287号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

29水審第11号

平成29年5月30日

農林水産大臣 山本 有二 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成29年5月30日に開催された水産政策審議会第83回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第283号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 諮問第284号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について
- 諮問第285号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について
- 諮問第286号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について
- 諮問第287号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

(分科会長から長谷水産庁次長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、審議告事項に入ります。

「資源管理指針の一部改正について」を、事務局から御説明、よろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、資料7をごらんください。我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正の概要でございます。

主な改正点は2点ございまして、クロマグロの資源管理措置の部分と、広域資源に関する資源管理の方向性の部分でございます。

それで、大変恐縮なんです、中身が次の議題とちょっと重複しますので、先に資料8の9ページをあけていただけますでしょうか。

昨日、大中型まき網漁業の漁獲枠についてということで公表をさせていただきました。中身につきまして申し上げますと、ここに書いてあるとおりなんです、中西部太平洋のクロマグロ、太平洋クロマグロにつきましては、WCPFCの決定に基づきまして、親の資源量を2024年までに少なくとも60%以上の確率で歴史的中間値まで回復させるということを暫定目標として管理を行ってきたということでございます。昨年のWCPFCにおきまして、小型魚から大型魚への枠の振りかえというのが認められております。参考のところに書いていますが、さらにISCにおきまして中西部太平洋のまき網漁業の漁獲上限につきまして、小型魚の枠から大型魚の枠に250トン以上移譲した場合には、低加入という前提でもシミュレーションを行っても、暫定回復目標を達成する確率が現状の62%から73%まで上昇するという将来予測結果が示されてございます。こういう状況を受けまして、水産庁のほうで依頼をいたしまして、大中型まき網漁業者の方からの検討結果が出まして、第3管理期間より小型魚の漁獲枠を現行の2,000トンから1,500トンに削減するという事になったものですから、その旨を指針に反映するというところでございます。

あわせて申し上げますと、その削減分500トンのうち250トン大型魚に振りかえまして、残り250トンは、これは第3管理期間の部分として水産庁の留保枠とするということになったわけでございます。

それで、資料7-1の2ページ目の下の部分に戻っていただきまして、ちょっと字が小さいんですが、今申し上げました内容を反映させたような形で、まず書きぶりを改めております。クロマグロの漁獲が従前の主漁場であった九州西とか日本海海域以外にも及んでございますので、それ以外の海域でもちゃんと管理をしていただくということで、海域を限定しない書きぶりに改めてございます。

これ以外にも、いろいろ資料とかを整理していかないといけないものがございます。記載についても改めるべきところがあるかと思っておりますけれども、関係機関との協議の状況など、お時間をいただいた上で整理をしたいというふうに考えておりますので、整理ができた段階で再度当審議会に御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、広域資源の部分でございます。同じ資料の7-1の3ページから4ページ目に、赤い字で大きく記載が加わっている部分があるかと思っております。

これは、平成29年4月28日に閣議決定いたしました水産基本計画におきまして、広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示すということとなっております。その内容を、この資源管理指針に位置づけるということで、このたび、関係者が多くて我が国漁業及び地域経済における重要性が高いと考えられますトラフグ、キンメダイ、ホッケに関しまして、管理方針等をこの指針に明記したということでございます。

中身は見ていただければ結構かと思うんですが、3ページ目のトラフグにつきましては、資源管理の方向性の部分におきまして、平成27年度トラフグ資源管理検討会議での合意を資源管理目標ということで明記をした上で、より高度な管理措置に取り組む必要があるということで記述をさせていただきました。

次に、4ページでございます。

キンメダイにつきましては、これまでの管理措置の改善に加えまして、管理目標をちゃんと設定していきますよということを明らかにいたしました。

同じく4ページのホッケにつきましては、現在、北海道を中心とする関係者の懸命な取り組みを後押しするためにも、強度の資源管理措置に取り組む必要がある旨を明記したということでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願います。

東村委員。

○東村委員 すみません。ちょっと些細なことなんですが、でも些細じゃないかもしれないんですけど、魚種名を平仮名で書いている部分と、片仮名で書いている部分が何かまじって

いるように見えるんです。午前中の企画部会では魚種名を片仮名に統一するということがだったので、それが生かされている部分も、キンメダイだったら、例えば「きんめだい」のタイトルは平仮名だけれども、中に出てくる「キンメダイ」が片仮名の部分もあったりして、ちょっと統一していただければなと思いました。よろしくお願ひいたします。

○管理課長 ありがとうございます。資料の整合性がある形に、今後気をつけたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 7-1の新旧対照表なんですけれども、2ページ目の今御説明いただいたところの前段のところ、(3)の資源管理措置ですね。小型魚の漁業上限4,007トン、大型魚4,882トンと、それで今回1,500トン、それから2,007トンと、こういう書きぶりと、合計の上限数字というのが新旧では変わってしまうわけですが、ここはどういうふうな説明というか、理解をしたらよろしいか。

○管理課長 第3管理期間の全体の数字とか、特に沿岸漁業部分ですが、いろいろ、この指針だけではなくて、ほかのものも今後修正が必要になってくる部分がございます、そういったものとあわせて整理をいたしまして、再度お示ししようと思っております。

○大森委員 よろしくお願ひします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、ないようでしたら、資源管理指針の一部改正については、原案のとおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告事項が2件あるということです。

まず、1つ目の「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○審議官 再び審議官の太田でございます。

資料8をごらんください。これまでの資料と同様、2部構成になっておりまして、最初が国際情勢について、その後が国内の管理の方向性についてということで、そのうちの一部については今御説明を申し上げたとおりでございますが、私からは国際情勢について御説明を申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、下のほうに2ページ、スライド番号でいいますと2と3でございますけれども、まず、スライド番号、上の2のほうです。ISCの太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合についてということで、ちょっといきなり感が否めないんですけれども、ISCは、中ほどに書いてありますように、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会ということで、太平洋クロマグロの資源評価を行っている科学機関でございます。これに関するステークホルダー会合というのが4月の下旬に開催されまして、新聞等でごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、まず、これをなぜ開いたかということが2の背景に書いて

おります。

去年の8月のWCPFCの北小委員会、ここで太平洋クロマグロの話をもまず議論して、その結果を本委員会に上げるというプロセスになっております。ここで、今我々は、いわゆる暫定回復目標というところに向けて一生懸命努力しているわけですが、それを達成した後に、2030年までの次期回復目標をことしの北小委員会で作成することに合意しております。その後開催されました12月のWCPFCの本委員会で、太平洋クロマグロをめぐる資源状況について大きな危機感が表明されまして、それではちょっと甘いのではないかということで、遅くとも2034年までに、 $B_{F=0}20\%$ と書いてありますけれども、下のほうにちょっと書いてありますが、資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまでふえるかというのを推定した数字が $B_{F=0}$ というものでございますけれども、その20%のレベルまで資源を回復させるべきだという示唆が本会議のほうから来ております。

それを検討するためにISCが、異なる管理措置によってどういうふうに今後の資源量が変化していくか、もう少し具体的に言うと、どういう管理措置が2034年までに $B_{F=0}20\%$ を達成できるのかということシミュレーションいたしまして、その結果がこのステークホルダー会合というところに説明を出されております。

そのときに、いろいろ参加者から出された意見がありまして、それを取りまとめて、ISCは、ことし8月の末に開催されます北小委員会で、その中で合同作業部会、これは、太平洋クロマグロは西側だけではなくて太平洋の東側でもとっております、太平洋の東側ではIATTCという国際機関が管理をしておりますので、WCPFCの北小委員会と東側のIATTCと合同作業部会を開催して、そこに報告してもらって、そこでその報告をもとに今後の太平洋クロマグロの資源管理の回復目標等について議論をするということになっております。

参加者は、このステークホルダー、大体170名で海外からもいらっしゃいましたし、いろいろな方がいらっしゃいまして、その下のスライドに行きますけれども、じゃ、どういう漁獲制限シナリオをやったのかというと、①から⑮まで書いてあります。全部説明すると切りがございませんので、わかりやすい例を申し上げますと、①というのは現行措置の継続。今より規制は強化されない。その対極にございますのが⑮というので、これは、もう一切の操業を禁止するというのでございます。ほか、いろいろ書いてありますけれども、ちょっとここは飛ばしまして、次のスライドに行きます。

スライドナンバー4、下のページでいきますと3ページでございます。

ここにISCによる将来予測結果のポイントというのが書いてありますけれども、まず、前提となる加入条件、先ほどもちょっと加入という言葉が出てきましたけれども、魚が生まれて、初期減耗が非常に激しいわけですが、20センチぐらいになって漁獲対象になるまで生き残った尾数というふうに思っただけであればいいです。この加入の想定、つまり、これから資源がどういうふうに変化していくかということ予測するわけですが、そのときに、毎年どのぐらいの生き残りがあるかということ仮定しないと計算ができないわけです。その計算の仮定を、これまでの平均加入、これは1,340万尾になるわけですが、もしくは現在

の将来予測で使われている820万尾とするかで結果が大きく異なる。そのため、ISCは追加的に、2024年までは低加入を使って、その後は平均加入を使うというシミュレーションを実施しております。ただし、ISCは、どういう仮定を使うべきかという判断は行っておりません。

グラフがございしますが、今、結果が大きく異なると言いましたけれども、緑の線が、平均加入を使ってやった場合は、2034年ではなくて、もう2024年の時点で、いわゆる $B_{F=0}20\%$ というのを超えてしまうわけです。つまり、今後ずっと平均加入がある場合は、何もしなくても十分に回復目標は達成できるということになります。

他方、赤い線ですけれども、低加入を採用した場合は、いつまでたっても $B_{F=0}20\%$ には達しない。すなわち、今よりさらに漁獲量を削減しなければ目標は達成できないということになります。その中間の青い線というのが、さっき言った2024年までは低加入、それ以降は平均加入ということで、これであれば2034年までには目標は達成できるということになっています。

下のスライドナンバー5に行っていただきますけれども、もう少し詳しく説明いたします。さっき15種類シナリオがあったわけですが、平均加入を使った場合は、その15種類にそれぞれ、⑮はちょっと別ですが、①から⑭までについて平均加入と低加入という28通りの数字が出ているわけです。その平均加入を使った場合は、さっきも説明いたしましたけれども、現行措置を継続すれば目標は達成できる。かつ、途中まで低加入で、その後平均加入の場合でも、何もしなくても2034年までの目標は達成できるということです。

他方、低加入の場合は、目標達成は以下の5つのシナリオだけで、①は漁獲量を現行からかなり減らさなければいけない。小型魚3,191トン、大型魚1,393トンというシナリオ。2番目が、小型魚を現行より3割削減して、大型魚はそのかわり一定程度は増加できます。一定程度と書いてあるのは、資源量がふえていくと、それにあわせてとれる量もふえていきますので、数字を書けないという意味でございします。それと、3番目が漁獲努力量約45%減。これは、単純に考えると漁船の数を45%減らせばいいんですけれども、いろいろなやり方がありますが、努力量45%減。4番目が、小型魚の漁獲を現行より半減して、そのかわり大型魚は今の4,882トンから1万893トンまでふやせますよと。⑤は、当然のことながら操業停止をすればできますということでございします。

それと、3については、さっきも説明がありましたので飛ばさせていただきます。

次の4ページで、スライド番号6でございしますが、こういう説明に対しまして参加者からいろいろ意見が出ているわけがございします。

日本の沿岸漁業者、特に小型魚をとっている方からの主たる意見としては、漁獲量のさらなる削減は受け入れられない。ことし、非常に現場で魚がふえているという実感がございしますので、それを受けて資源がふえたのだから、漁獲上限を緩和してほしいという発言が多く出ております。ただし、この意見については、今の漁獲状況の改善というのは、小型魚の来遊が増加したものでございまして、いわゆる資源評価の上の資源という場合は親魚の話をしておりますので、そこは違いただろうと。すなわち、今ふえている小型魚が3年、4年、5年たって親になったときに、まさに親魚資源がふえるという状況があるわけで、そのタイムラグを認識する

必要があるであろうと。あともう一つは、加入量というのは毎年変わるわけで、ことし非常に多かったから来年も多いという保証はないわけですから、その点についてはモニタリングが必要でありましょうと。あと、国際ルール遵守及びデータ提出に向け、漁業者から努力するという発言が出たというのは大事なことだという、これは議長の発言でございます。

それと、定置網の業界からは、小型魚の放流に努力するという発言があつて、議長から、この取り組みが広まることを期待すると。あと、まき網業界からは、小型魚の漁獲上限から大型魚漁獲上限への振りかえを検討中ということで、この結果がさっきの説明の中身になったわけでございます。

それと、 $B_{F=0}$ ですね。計算上、漁業がないと仮定して資源がどこまでふえるかという、そもそもその概念自体がおかしいのではないかという発言も出ております。これについては、一つの指標ではありますがけれども、餌の資源そのものが減少している。例えば最近非常にイカがとれないわけですがけれども、そういうものが減少している中で、本当に計算どおりに資源がふえていくんですかというような発言も出ております。

それと、産卵期の親魚を保護すべきではないかという発言も出ておりますけれども、科学的には現時点でISCから根拠は示されていない状況だと。他方、議長からは、会場からもありましたけれども、漁獲物の経済的価値を高めるべきということについては、やっぱりそれは疑問はないんじゃないかなと。というのは、日本海の産卵期でとられた親魚が、余り身質もよくなくて、大量に水揚げされるために非常に値段が安いということで、それをもっと価値の高いときにとればいいんじゃないかと、そういう意見が出ておりましたけれども、そういう意味で、魚価が低い時期の漁獲は避けたほうが望ましいんじゃないか。

あと、最後に、 $B_{F=0}$ 20%まで資源回復させることを約束すべき。これは主として環境団体とか、あとは外国の政府の方とか、日本の中でも小型魚ではなくて大型魚をとっている方は、どちらかというところらの意見だったと思いますけれども、それに加えて、資源状態が悪いので、管理措置の検討は平均ではなくて低加入シナリオに基づくべきだと。それは、すなわち今よりも漁獲量を減らすべきだというような意見も出ております。

下のスライドに行きまして、ことしの今後の予定なんですけれども、7月24日から28日にIATTC年次会合が開催されまして、これは東太平洋のクロマグロの話を議論することになっております。それで、その後に8月28日からWCPFC北小委員会が韓国で開催されまして、ここの会合期間中に、先ほど申し上げましたIATTCとの合同作業部会を開催して、ここで次期管理目標を含むクロマグロの長期管理方策案というのを決定して、12月の、その下にあります年次会合に提出することになっております。

最後のスライドでございますけれども、以上の状況を踏まえて、今後、日本として8月の合同会合に向けて提案を作成しなければいけないと思っているわけなんですけれども、その際考慮すべき事項を特に最後に挙げております。

まず、遅くも2034年までに $B_{F=0}$ 20%まで資源を回復させるべきという、今年の年次会合からの示唆がある。これはある意味、親委員会からの示唆でございますので、無視するわけには

いかないというふうに考えております。2つ目が、低加入シナリオのもとでこの目標を達成するために、現在より漁獲量の削減が必要だという、これは事実をどう考えるか。他方、3番目として、来遊状況の好転を受けて漁獲上限を上げるべきという沿岸の漁業者の、特に小型魚しかとれない方々の意見をどういうふうに考えるか。

それを踏まえて、さらにその下に書いておりますけれども、1番として、まず1つは、仮に漁獲量をふやすとした場合に、親魚資源が非常に低い状況にありますから、そういう状況で必ず受ける批判というのが、これだけ親魚資源が低いんだから、漁獲量をふやすのは時期尚早でしようということは確実に言われるわけですね。あともう一つは、そもそも日本って漁獲量を決めても守れないじゃないですかという批判は必ず来ますので、それに対してどういうふうに説明をしていけるのかということがキーポイントの一つだと思います。

それと、2番目の話としては、今回、小型魚から大型魚へ250トンに移行するというのを大中小型まき網でやりますけれども、もう少し全体として小型魚を減らして大型魚へふやすということをやっぱり促進していくべきだと思いますので、それを今後どのように進めていくのかということも考えなければいけないと思っております。

最後に、そもそも $B_{F=0}$ は目標の基準として妥当なのかという根本的な問題もごさいますけれども、これについてもやはり検討していくべきかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○管理課長 続きまして、国内管理の方向性につきまして御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして6ページ、上のスライドをごらんください。

現在の漁獲状況でございますけれども、4,007トンに対しまして、5月29日時点で4,102トンということで、少しオーバーした数量が大分大きくなってきたという状況でございます。そのオーバーしたというときは、4月27日に一応広報をしたということで、それが下のスライドでございます。

次に、7ページをごらんください。

上のスライドが、これまでの小型魚の管理につきましてとってきた対応でございまして、超過分を抑制するというので、いろいろ皆様に現地説明会ですとか再放流とか取り組みをしていただいた。

公平性の確保ということで、ほかの魚を狙った操業の混獲ですとか、定置網による避けられない漁獲、それと、全然違うところがとっちゃったということで、漁獲枠の未消化分を残して操業自粛となった地域・漁業種類による漁獲というものをどうするかということで、公平性を確保するというので、第2管理期間の超過分は第3管理期間の各都道府県枠から差し引くということ的前提にいたしまして、漁獲条件の目安を追加するという措置を5月8日にとつてございます。ちょっと小さな数字ですけども、調整をさせていただいたということでございます。

養殖用種苗の確保ということでは、もともと沿岸漁業からの種苗というものが5・6月は少なかつたということでございますので、7月からお願いしたいということで要請をしよう。

遊漁につきましては、漁業者の取り組みをちゃんと理解をしていただいて、歩調を合わせるように指導する。

支援策の加入等の促進ということで、引き続き現地説明会等の開催をやってきましたというところでございます。

今後の話でございますが、その下のスライドになります。

法令担保ということで、既に御説明申し上げましたように、来年からTAC対象種として管理をいたします。関係者との意見交換等も行いますし、正確な漁獲情報の把握に向けた体制整備も行います。流通関係者との連携強化もしたいというふうに考えております。

5番と6番が、先ほど説明をいたしましたように、まず大中型まき網漁業会と話をいたしまして、小型魚のうち250トンはず大型魚に振り向けてもらって、250トンは水産庁の留保枠にということでしていただいたということでございます。引き続き、ほかにも可能性がないかというのは検討をしていきたいと思っております。

さらに、定置網につきましては、これまでもやってきましたけれども、共同管理での遵守の取り組み、さらには混獲を回避するという技術開発を継続したいというふうに考えております。

さらに、今後の話でございますが、資源が回復いたしまして、親魚資源の回復が確認された場合には、小型魚を含めた漁獲枠が大きくなるように、これは交渉をお願いするというふうに考えてございます。

次のページをごらんください。8ページでございます。

そういった意味で、まず1つ目のポツでございまして、第2管理期間におきましては、まずやはり管理を徹底しまして、できるだけ超過分を小さくする。さらに、結果として生じる超過分は国際ルールにのっとり第3管理期間から差し引かざるを得ないというふうに考えてございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、避けられない混獲ですとか、あと、未消化枠がありながら操業自粛になる、操業機会が失われたというところの配慮につきましては、一応公平性を担保するために追加をする措置をしたということでございます。こういうことでやってきましたけれども、今後も厳格な数量管理を通じまして、できるだけ超過分が小さくなるように努力していきたいというふうに考えてございます。

10ページをごらんください。

今後のスケジュールでございまして、次に説明いたします基本計画とか第3管理期間みたいなものが始まります。7月から沿岸漁業の第3管理期間が始まりますし、例年やっております夏の全国会議はやって、WCPFCの北委員会とかに臨んでいこうと。TAC法に基づく基本計画は、これまでも申し上げましたように、大中型まき網漁業につきましては来年の1月からでございますので、これまでに再度、この後説明します基本計画を煮詰めまして、正式にこの審議会にお諮りするというプロセスが生じるというふうに考えておいていただければと思います。

次が11ページ、当面の第3管理期間の基本計画の試行の案でございます。第2管理期間との

変更点を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

基本方針の第2パラグラフの後ろのほうでございますが、「加えて、平成28年には翌年より小型魚の枠から大型魚の枠への振替を可能とすることが決められた」といったような、そういうものをまず加えさせていただいております。さらに、下から2つ目のパラグラフになりますが、平成30年1月からTAC制度を開始できるようにというようなことを明記させていただきました。

次に移っていただきまして、次のページでございますが、ここではクロマグロの漁獲可能量に関する事項ということで、第3管理期間の小型魚と大型魚の上限を明記してございます。2番で、先ほどの振りかえの話を受けまして規定の記述をしてございます。そういったものが固まり次第、漁獲可能量を改定して、ここに反映させていくということを明らかにしております。

さらに、仮に一番下のパラグラフになりますが、いろいろ漁業者間で漁獲可能量の融通について調整が整ったというようなことがありますれば、それはこの中でちゃんと反映させていくという方針を明らかにしてございます。

次に、13ページをごらんください。

第4の1は大臣管理漁業の部分でございまして、おおむね従前どおりということでございますが、かじき等流し網漁業について明記をしているというところが少し変わっています。

第5が都道府県別に定める数量でございます。従来はブロック単位ということの基本としておりましたので、ブロック単位での書きぶりが基本になっておりましたが、だんだん今後の話としまして各県と詰めていった結果、法令的な意味でも一応都道府県別の数量というものを明らかにし、さらに漁船漁業において広域管理をする件と、定置網で共同管理をする件を右側で明らかにして、こういった形で数量を定めていくというのが望ましいのではないかとということで、今、これを基本に各県とも調整をさせていただいているということでございます。

最後に15ページでございますが、第7のところでございます。1、2、3は多分去年も書いてあったと思うんですが、4番のところに、先ほど審議官からも説明をいたしましたけれども、翌年の差し引き措置を前提とした管理をしていくと、いつまでたっても管理がうまくいかないということになりますので、なおかつ厳しくこれは批判をされているということを受けとめまして、第4管理期間以降の管理が適切に行えるように、第3管理期間におきましては、全ての関係者がこの遵守に努めるということを明らかにしてございます。その上で、どうしてもという話のときには差し引くということなんですが、差し引く量が大きくなると、翌年の管理が難しくなることは皆様御承知だと思いますので、そういうことにできるだけならないように、国際的にも批判を受けないように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

後ろのほうの参考資料は、後で見ていただければというふうに思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。
柳内委員。

○柳内委員 大中型まき網業会より一言申し上げさせていただきます。

クロマグロ小型魚の漁獲枠に関しましては、大中まき網漁業においても基準年から56%も削減された2,000トンとされておりまして。これにより、大中型まき網漁業においては厳しい制約の中で操業を強いられているところでございました。

しかし、先ほど御説明がございましたとおり、今回また大中まき網業界として真摯に検討をした結果、資源回復を確実なものとするため、小型魚2,000トンを一時的に1,500トンにまで削減することもやむを得ないと考えるに至りました。その小型魚削減量500トンについて、WCPFC契約上は500トン全てを大型魚枠へ振りかえることが認められているものと理解しておりますが、水産庁の指導も踏まえ、大型魚枠への振りかえは250トンにとどめるものでございます。差の250トンは、大型魚の資源回復が確実になるまでの間、大中型まき網業界としては留保するものであり、資源が回復すれば大中まきにお返しいただけるものと考えております。

クロマグロの小型魚は、大中まき網漁業のサバ、アジ等の多魚種操業時にも混獲されるため、500トンもの枠が削減されるということは、混獲回避によりアジ、サバなどへの多魚種の操業へも多大な悪影響は避けられません。よって、これ以上の削減は到底受け入れられず、これ以上の削減は絶対に行わないよう強く要望いたします。

また、クロマグロ漁獲上限の削減に伴う経営への悪影響を緩和するため、全海域の大中まき網漁業に対し、漁業収入安定対策事業における強度資源管理タイプを適用することなどもあわせて御支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 非常に御努力いただいておりますけれども、何かコメントはございますでしょうか。

○管理課長 先日、関係の代表の方には長官のところまで来ていただきまして御要望を承っておりますので、そういう声をちゃんと受けとめて、今後の管理を進めたいと思います。

○山川分科会長 では、嘉山委員、よろしく申し上げます。

○嘉山委員 6ページの上のところの細かいところなんですけれども、スライド10と書いてある右のところなんですけれども、管理期間、平成28年1月から12月なんですけれども、これは28でいいんですか。

○管理課長 すみません。これは実は大型魚のほうの数字なものですから、昨年の実績をお示ししているということなんです。

○嘉山委員 ここだけ昨年ということですね。

○管理課長 はい。今後、ちょっとここも改正をしていかないといけない部分だと思っております。

○資源管理推進課長 第2管理期間なものですから。

○嘉山委員 第2。わかりました。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 恐らくそれに関連してくることかと思うんですけれども、クロマグロを来年の1

月からTAC管理魚種にした場合、大型魚と小型魚の管理期間、今は、ずれていますよね。そのずれをどういう感じにするイメージをお持ちなのかなと思ひまして、例えば大型と小型を分けるというのも一つの方法なのかもしれませんが、ちょっと国際的な管理下にあるクロマグロなので、割とわかりやすいほうがいいのかなとも思ひましてお聞きする次第です。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願ひします。

○管理課長 現在、まさしくその点も含めまして都道府県と検討を進めているところでございますけれども、やはり都道府県のほうで大型魚と小型魚の管理期間が違うというのは、多分管理がしにくかろうと思ひますので、沿岸につきましては第4管理期間から、来年の7月からが実際の管理期間になりますけれども、それまでにはちゃんと整理をした形で管理ができるように整えたいというふうを考えてございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大久保委員。

○大久保特別委員 まず、きょう新聞を読んで、500トンの件は、水産庁、どうもありがとうございます。また、大中まき網の方、どうも御協力ありがとうございます。

なぜかといいますと、250トンが未成魚からオオマグロに変わりますよね。うちらが3年間、壱岐と対馬は小型漁業ですけれども、大型マグロ、産卵のマグロを3年間自粛しているわけなんです。ことしも6月、7月から、壱岐・対馬はみんな産卵のマグロをとらないようにしております。そして、ことしは特に未成魚の魚が多く、1月15日からもう操業をやめなくてはいけなくて、約5カ月以上の操業停止になったんですけれども、その中で、国の預かりが500トンの中に250トンでしょう。その割合をもう少しふやしてもらって、もしこういう件があったときに、小型漁船がとれたところに少しでも融通してもらえるような格好をつくってもらったら、せっかくこういう制度をつくってもらったからすごくありがたいんですけども、その中に一つ加えたいのは、定置の人たちがどうしても混獲でなかなか調整がしにくいと思ひているんですよ。しかし、釣り漁業も、我々もリリース、たくさん逃しました結果、我々の一本釣りのほうも気配りをしてもらって、もしとれたときは、そっちの予備のほうで国の預かりで少しでも数量をいただければ、すごくありがたいと思ひているんですね。

それはなぜかといいますと、自分のことを言うんじゃないですけども、1月、2月で大体6億ぐらい水揚げがあったんですけども、もう未成魚が群れで多く、スルメイカもとれないし、ほかの魚も釣れないような状態になったときに、そういうときに少しでも枠をいただければ水揚げも上がりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。うちだけではなくて、そういう県が来年もまたあると思ひますので、そういうものにぜひ待遇してもらえればありがたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。

○山川分科会長 留保枠に関しまして御意見をいただきましたけれども、藤田管理課長、何かございますでしょうか。御意見として承ったということですのでよろしいでしょうか。

○管理課長 それで結構でございます。

○山川分科会長 では、ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 大型魚の今現在の、本当に5月29日現在だと、どのぐらい漁獲されているんですかね。ことしは結構塩釜で大型魚が毎日のように水揚げされていると思うので、どのぐらいなのかなと思うんですけれども。

○管理課長 塩釜で水揚げされておりますのは、実は大中型まき網漁業の分でございます。ですから、ここでちょっと混乱しやすいんですけれども、大中型まき網漁業は、ことしの1月から第3管理期間に入っておりますので、第3管理期間の大中型まき網漁業の漁獲上限の中からとっているという状況になっております。それで、たしか先週か何かに大中型まき網漁船が塩釜で2日間ぐらいで、たしか合わせて100トンぐらい水揚げしたということはお聞きをしております。その後、続いているという情報はたしか聞いていないので……

○嘉山委員 ちらほらあります。

○管理課長 続いているんですか。そういう感じの漁獲量です。

○嘉山委員 30トンぐらい、毎日のようにありますので。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 WCPFCと、それから日本のTACと、この辺の関係をちょっと教えていただきたいんですが、例えば日本の200海里を超えて、このクロマグロを捕獲した場合、これは当然日本の、以前何かTACに入るといような話も聞いた記憶もあるんですが、そうすると、基本的には日本の200海里の外でとった魚についてはWCPFCの規制にかかる。日本の200海里の中でとった場合、今度はTACにひっかかるんだと、こういう理解でいいのか。その辺が明確ではないような気がするんですが、その辺の流れをちょっと教えていただけますか。

○山川分科会長 太田審議官、よろしく申し上げます。

○審議官 さっき御説明したNPFCと違いまして、WCPFC上は条約水域は公海と200海里の両方です。公海でとろうが200海里内でとろうがWCPFCの規制がかかりますということで、小型魚につきましては4,007トンと決まっているわけですから、現実的には公海で小型魚をとるといのは余りあり得ないと思うんですけれども、どこでとろうが、そこは同じです。

○高橋特別委員 そうすると、日本の200海里の中で、これから設定をしようとするクロマグロのTACとの関係は、どういうふうになってくるんでしょうか。

○管理課長 ですから、いわゆるWCPFCは国別割り当てみたいいな数字になっておりまして、現実問題として、我が国漁船がとっている水域が、もうほとんど日本の排他的経済水域内なので、その中の漁獲をTAC法に基づいてコントロールすれば、おのずとWCPFCの枠を守れるという形で運用を考えているということでございます。

○高橋特別委員 そうすると、日本の漁船が200海里の外でとった場合、これはどういうふうになるんでしょうか。

○管理課長 仮に、そういうことによってうまく守れないということになると、それは困りますので、現実問題といたしましては、そういう報告をいただきましたら、国内というか、EE

Z内でとれる量を制限して、要するにちゃんと数字として国際約束を守れる形に持っていくということだと思います。

○高橋特別委員 そうすると、まき網の中には、これは海まきも入るんですか。

○管理課長 今は現実問題としては想定をしておりますけれども、海まきさんが20度以北のほうで大量にとるという事態が生ずるようであれば、当然規制の枠に入らせていただくということになるかと思います。

○高橋特別委員 具体的に、海まきさんとそのような話を進めているのか、していないのか、その辺をちょっと教えてください。

○管理課長 現在はしていません。

○高橋特別委員 わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

長元委員。

○長元特別委員 長元です。

私は、いつも養殖のほうの立場から意見を言わせてもらっているんですけども、マグロの養殖は尾数がどんどんふえてきておりまして、御存じのとおり、平成26年度には人工種苗と天然種苗と合わせて50万尾ほどだったんですけども、28年度は100万尾を超えたということで、やはりいろいろと小さなマグロ養殖業者からの意見が、恐らく昨年、28年が養殖出荷尾数が20万9,000尾だったと思うんですけども、そのような中で、これは50万、60万、一年に出荷し出したら大暴落を起こすんじゃないかと、そういう声も聞こえてきております。ですから、やはりそういう天然資源のマグロ漁業にも影響を及ぼすような、そういう暴落になったら大変ということで、何とか国のほうでも尾数の上限を定めらどうかと私は思うんですけども、そこら辺のところはどう考えていらっしゃるか、ちょっとお伺いします。

○山川分科会長 養殖についてですけども、じゃ、よろしくお願ひします。

○増殖推進部長 これまでクロマグロに関しての養殖に関する制限は、長元委員も御承知のとおりだと思いますけれども、資源が悪くなってきたので、養殖についても池入れ数量がふえないようにしていこうという考え方のもとで、生けすの数を制限するとか、あるいは県によっては池入れの量を制限するといった形で管理をしてきてもらっています。そこは資源管理と一体となって、養殖も含めて、うまく天然資源に影響を与えないようにしていこうということでやってきているんだということで、ここは御協力をいただいています。

そういう中で、人工種苗生産をした資源については、まずは天然資源に影響がないので、この部分については生けすをふやすとか、あるいは池入れをふやすというようなことを認めていこうという、運用としてはそういうことになっていて、次第に人工種苗生産のものがふえてきているという実情です。

皆様、御承知の方も多いと思いますけれども、養殖の生けすに入れるときのサイズが人工種苗生産のものと、それから天然で採捕したのものとは全く大きさが違ってしまっていて、人工種苗生産では天然もののように大きく育てることはできないので、かなり小さい数量で養殖の生け

すに生け込まれます。なので、その後の生残とかが全く異なってきますので、見た目公表されている人工種苗生産を含めると、こんなに数量が全体としてふえているんだというほど実はふえているのではないという状況だと思います。なので、数字だけで比較するというのは、必ずしも現状を適切に把握しているということではないだと思います。

ただ一方で、養殖の業者の皆さんの中にクロマグロの養殖がふえていて、もともと物すごく餌代とかがかかる養殖ですので、今後育てていった3年先、4年先に、それまでの投資の回収ができないような状況が生じるのではないかという声が出ているということも承知していますので、皆さんの声も聞きながら、一緒に考えていくというよりは、今何か資源管理の面から制限するという状態ではない。さらに制限するというのではないと思いますけれども、そこは見きわめていきたいというふうに思います。

○長元特別委員 今言われたように、天然種苗は天然ですけれども、人工種苗は幾らでも飼っていいということで、昨年も人工種苗由来で生けすが二百十何台ふえているということで、相当、確かに言われるように人工種苗のほうは歩どまりが悪いという話も聞いております。ですから、やはりそこら辺も含めて調整して、暴落を起こさないような形の中でやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本特別委員 今、漁協でちょっと現場で困惑しているのは、定置とかのまき網のときに、マグロ狙いじゃなくて混獲として10%ぐらい入っちゃう場合が現実にあるんですね。そういう場合、もう船にまくるときには、もうクロマグロは息をしていないという言い方なんですけど、そういう状態の魚はどうしたらいいのかという形が現場として困っているんですけども、どのようにしたらよろしいのでしょうか。もう、要するにとっちゃいけないと言っても、生きていないんですね。ですので、資源管理ということだと、生かした魚だったら海に放流することができるんですけども、もう息をしていない魚はどうしたらよろしいのか。現場ではとても困っていますので、教えていただきたいと思います。

○管理課長 大変現場のほうで御苦労をおかけして、ある意味申しわけないと思いつつも感謝を申し上げる次第でございますけれども、これまでも関係の漁業者の方には、できるだけ生きた状態の場合には放流できるものなら放流してくださいというお願いをしておりますけれども、仮に、これは逃して全然だめだ、死んでしまっているんだというものについては、やむを得ずとってしまったものなので、それは水揚げをして報告をしてくださいということをお願いをしています。

ただ、今後の課題といたしましては、そういった今までとれていなかったとか、混獲の、こんなに量じゃなかったというものがだんだんふえているようなので、そういったものを今後の管理の中でどうやっておさまる形にしていくかというところが課題だというふうに考えております。ですから、地元では、本当にもう死んでしまったというものにつきましては、変にごまかしたりすることがないように水揚げをしていただいて、ちゃんと報告もしていただくという

ことが適切な指導になるかと思えます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、ほかに御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思えます。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の久保寺でございます。座って説明させていただきます。

資料9をごらんください。いわゆるTAC魚種の漁獲実績についてまとめております。3月31日までの採捕された数量でございます。期間は漁期年になっておりますので、例えばスケトウダラ、スルメについては漁期が3月末で終了しておりますので、その速報値が掲載されております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明に関しまして、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

では、特に御発言等ないようですので、その他に移りたいと思えます。その他ですけれども、何かございますでしょうか。

○嘉山委員 流通の面から見て、このゴールデンウィーク明けからのアニサキスの、何かテレビでのいろいろな報道とか風評被害というか、浜での流通価格も結構な下落を示しているの、何とかその辺を——風評被害なので、水産庁としても何かそういう風評被害の払拭をお願いしたいところです。

○山川分科会長 アニサキスについてですけれども、何かコメントございますでしょうか。

○資源管理部長 御指摘のようなことは、実は私は余り意識していなかったんですけれども、別のところで同じような話を聞きまして、それで、早速ちょっとどういう形の報道がされているのか、そして、その報道によって実際どういう影響が出ているのかという事実関係から調査をし始めたところでございます。いずれにしても、その報道の内容が間違っておれば、正しい情報というのを農水省のホームページなり、いろいろなルートできちんと国民にお示していくということが必要だと考えております。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

ほかに、その他、ございますでしょうか。

谷地委員。

○谷地特別委員 全いかの谷地です。

昨年9月から11月にかけて、日本海北大和堆での北朝鮮及び中国船による違法操業により操業を断念せざるを得ませんでした。水産庁の監視船による取り締まりの強化をしていただくよう強くお願いいたします。

また、現在、漁業者として一番心配していることは、北朝鮮によるミサイルの実験です。日本のEEZに落下している現状で安全操業ができません。また、漁業所得にも影響が出てきま

す。国交のない北朝鮮への申し入れは大変なことはわかっておりますが、安全な操業ができるように、引き続き努力していただきたいと思います。

また、万が一操業困難となった場合の漁業所得の補償制度の構築も考えてもらいたいと思います。

○山川分科会長 この件につきましては、御意見、御要望として承ったということでよろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

ほかに、その他、ございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 最初のころに、A I Sでのデータを用いた調査を今後実施していくという話があったんですけども、中国とかのデータをA I Sで出すのはいいとは思うんですけども、そうなったときに、国内の船もA I Sの電波を出していないときというのは多々あるとは思うんですね。そのときに中国に、自分たちもA I Sを出していないのにデータを使うのはどうなんだと言われぬように、結構A I Sを出していると、無料アプリでも見られてしまうので、言われぬようにしてほしいという感じなんです。漁船にしても、出す人と出さない人って出てきちゃっていて、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 これについて何かコメントはございますでしょうか。

○漁場資源課長 その辺も気をつけて、いろいろやりますので。

○山川分科会長 じゃ、よろしくお願いいたします。

ほかにその他、ございますでしょうか。

では、特にならなければ、次回会合の日程について事務局から御案内、よろしくお願いいたします。

○管理課長 皆様方におかれましては、既に御承知のことと存じますけれども、この水産政策審議会の委員の任期がことしの7月12日をもって満了となるということでございます。この場をかりまして、委員の皆様方に任期期間中、さまざまな御指摘、御助言を賜りましたことを御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

現在、改選の手続を進めておりますけれども、改選後の政策審議会全体の総会、あと各部会、分科会の開催につきましては、今のところ8月中下旬をめどに開催をしようということで調整をしております。引き続き委員とか特別委員をしていただける方におかれましては、御予定を入れておいていただきたいと思いますし、今後とも御助言、御指導を賜りますようお願いをしたいと思います。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしましたけれども、ただいま事務局から説明がありましたように、今任期における資源管理分科会の開催は本日が最後ということになるかと思います。皆様方におかれましては、この2年間、調査審議に多大なる御協力をいただきましてまことにありがとうございました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

